

26日獣発第312号

平成26年3月6日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について」 の一部改正等について

このことについて、平成26年2月24日付け25消安第5294号及び環自総発第1402241号をもって農林水産省消費・安全局長及び環境省自然環境局長の連名で、別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者へ周知方よろしくお願ひします。

このたびの通知は、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）の法施行事務については、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について」（平成21年5月29日付け21消安第2236号・環自総発第090529009号。以下「施行通知」という。）により運用しているところであるが、今般、原材料及び原産国の表示等について、別紙の新旧対照表のとおり施行通知を一部改正したので、了知の上、事務の参考とするとともに、本会会員に対する周知を依頼されたものです。

また、平成26年2月24日付け25消安第5295号及び環自総発第1402242号をもって農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長及び環境省自然環境局総務課長の連名で、別添写しのとおり「販売用愛玩動物用飼料の原産国名表示について」の通知があり、施行通知の第3の3（3）オの「販売用愛玩動物用飼料の内容について実質的な変更をもたらさない行為」の具体例を別紙のとおりとするので、併せて了知を依頼されたものです。

本件の問合せ先

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601